

## 【ロシア】2012-2013年の反汚職国家計画

海外立法情報課・小泉 悠

\* ロシアでは汚職が深刻な社会的問題となっており、政府が最優先課題として掲げる経済近代化にも悪影響を及ぼすことが懸念されている。このためロシア政府は2010年以降、大統領令で「反汚職国家計画」を策定し、実効性のある汚職対策を求めてきた。

### ロシアにおける汚職問題

汚職問題はソ連時代にも存在してはいたが、ソ連崩壊後、深刻な社会問題として顕在化した。特にプーチン政権下では経済成長に伴って汚職の規模も拡大し、年間に収受される賄賂の推定額は、2000年の約330億ドルに対し、2010年には約4,000億ドルに上昇した。また、汚職・腐敗防止活動を行うNGOの「トランスペアレンシー・インターナショナル」によれば、ロシアの腐敗度は182か国中143位とされている。

汚職の蔓延は社会的不公平を助長するばかりか、ロシア政府が最重要の国家的政策としている経済の近代化を進める上でも障害となりかねないことから、汚職対策は喫緊の課題となっている。特に2008年に成立したメドヴェージェフ政権は汚職対策を熱心に進め、同年5月にナルィシュキン大統領府長官（当時）を長とする反汚職国家委員会を設置したほか、同年12月には2008年度連邦法第273号「汚職対策について」（注1）を制定して汚職対策に向けた国家的体制や基本方針を定めた。同法は、公務員及びその家族（配偶者及び子）の収入、資産、負債を公表することを義務付けており、2009年から制度の運用が開始されている。また、申告が事実であるかどうかを調査する機関も各省庁に設置された。

### 反汚職国家戦略及び反汚職国家計画

2010年には、具体的な汚職対策計画として2010年度大統領令第460号「反汚職国家戦略及び2010-2011年の反汚職国家計画」（注2）が制定された。この文書は、反汚職計画の方向性を定めた「反汚職国家戦略」と、その具体的な実施計画である「2010-2011年の反汚職国家計画」から成る。前者は汚職をロシアの安全保障に対する構造的脅威であると位置づけ、汚職対策への市民団体の参加、業務の客観性の向上、政府及び地方自治体による調達制度の透明化、汚職の状況や対策実施状況に関する定期的な調査、汚職捜査組織の整備、政府・地方自治体の職員に対する給与及び年金の引上げ、公務員に対する制限・禁止・義務の厳格化、汚職取締要員の質の向上、国際水準の財務管理の適用、などを主要な汚職対策として挙げている。2010-2011年の反汚職国家計画は、内閣、議会、中央省庁等に対してより具体的な汚職対策を指示したものである。盛り込まれた汚職対策は多岐にわたるが、一例として、公的機関が企業等と取引する際、取引先の企業の大株主や役員の中に近しい親族がいる場合には利益相反取引を避

けるための制限を設ける規定等が盛り込まれている。

### 2012-2013 年の反汚職国家計画

2012 年 3 月 13 日、メドヴェージェフ大統領は新たな汚職対策計画として 2012 年度大統領令第 297 号「2012-2013 年の反汚職国家計画」(注 3)に署名した。前述の反汚職国家戦略及び 2010-2011 年の反汚職国家計画の後継となるものである。2012-2013 年の反汚職国家計画は 2010-2011 年の反汚職国家計画の基本路線を受け継いだものであるが、汚職対策の更なる強化に関する幾つかの重要な規定が新たに設けられた。第 1 に、連邦政府、連邦構成主体政府、地方自治体、中央銀行及びロシア連邦政府が設立したその他の機関の職員が職務に関係のある相手から贈与を受けた場合に報告を義務付ける規則を 2012 年 10 月 1 日までに整備することが盛り込まれた。さらに各組織の長は、贈与の報告に関する規則が公布されてから 3 か月以内に職員に当該規則を遵守させるための手段を講じることや、このような贈与を取り締まる組織を設置することが規定されている。第 2 に、汚職対策を公務員だけでなく、年金基金、社会福祉基金、医療保険基金等の公的機関の職員や、職員の家族（配偶者及び子）にも拡大する方針が示された。2010-2011 年の反汚職国家計画では公務員の収入を公開することが義務付けられており、公務員以外の公的機関の職員も同様の義務を負うこととなった。2012-2013 年の反汚職国家計画によると、連邦政府は 2012 年 8 月 1 日までに具体的な計画を策定し、前述の反汚職国家委員会に報告するとしている。

### 今後の見通し

2012-2013 年の反汚職国家計画を承認した当日、メドヴェージェフは大統領府で開かれた汚職対策会議に出席し、汚職の社会的監視に関する連邦法を制定してさらなる汚職対策を推進する意向を示した。これは、公務員、公的機関の職員及びそれらの家族の収入だけでなく、支出も部分的に公開対象となる。具体的には、収入の 3 年分を超える額又は 300 万ルーブル（約 850 万円）以上の土地、自動車、有価証券を購入した者は、その資金の出所を説明しなければならず、説明できない場合には財産の没収や免職等の処分を科す規定が盛り込まれる予定である。

注(インターネット情報は 2012 年 4 月 23 日現在である。)

- (1) Федеральный закон Российской Федерации от 25 декабря 2008 г. N 273-ФЗ «О противодействии коррупции» <<http://www.rg.ru/2008/12/30/korruptcia-fz-dok.html>>
- (2) Указ Президента РФ от 13 апреля 2010 г. N 460 «Национальный план противодействия коррупции на 2010–2011 годы» <[http://news.kremlin.ru/ref\\_notes/566](http://news.kremlin.ru/ref_notes/566)>
- (3) Указ Президента РФ от 13 марта 2012 г. N 297 «Национальный план противодействия коррупции на 2012–2013 годы и внесении изменений в некоторые акты Президента Российской Федерации по вопросам противодействия коррупции» <[http://news.kremlin.ru/ref\\_notes/1172](http://news.kremlin.ru/ref_notes/1172)>